

第4次竹富町国土利用計画（素案）に対する意見

イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会

委員長 土肥昭夫

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル5階

TEL: 03-3595-8089 FAX: 03-3595-8090

E-mail: sakamoto@jtef.jp

(担当者：坂元雅行)

- ・ 1頁22行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「本町では、こうした貴重かつ豊かな自然環境が特徴となっており、島じまの成立基盤となっている。そこで、陸域、海域・・・」

【意見の理由】

2頁34行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 2頁31行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「観光リゾート産業については、本町経済にとって重要であり、周辺町民の生活及び集落環境の改善をもたらす場合には今後その重要性が高まるものと考えられる。・・・」

【意見の理由】

観光リゾート産業の社会経済効果は、周辺町民や集落との関係でとらえておくことが重要である。

- ・ 3頁10行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「本町のもつ、国内有数の広大な自然林、イリオモテヤマネコを代表とする貴重な動植物等亜熱帯の貴重な自然環境は、・・・」

【意見の理由】

自然環境の骨格ともいうべき自然林だけでなく、自然環境の要素として林内等に生息・生育する動植物にも言及すべきである。そうすることで1頁16～20行目の記述の趣旨とより整合し、本町の「大自然」の実体をよりの確に表現する。

- ・ 4頁15行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「産の向上を図る地域と位置付け、自然環境との調和に配慮しつつ、その振興を図るものとする。・・・」

【意見の理由】

2 頁 29 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 4 頁 21 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「ために、自然環境との調和に配慮しつつ、生活基盤の整備、・・・」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 4 頁 27 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「らを活かし、保全しつつ、産業振興並びに町外の人々との交流を推進する、・・・」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 4 頁 33 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「能の向上等を図り、町民が行き交う、魅力ある拠点地形成を、自然環境との調和に配慮しつつ、推進する。」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 5 頁 20・21 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「原野は、イリオモテヤマネコを代表とする貴重な動植物の生息地に含まれる区域もあるなど自然環境保全上重要な役割を果たす状況もあることから、そうした原野については保全に努めていくこととし、一方で、それ以外の原野であって有効利用の必要性が高い地域で」

【意見の理由】

前半の修文は、原野の自然環境保全上の意義を明確にするもの。後半の修文は、文意を明確にするもの。

- ・ 5 頁 26 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「水面は、農業用溜池となっており、今後とも、自然環境との調和に配慮しつつ、農業振興に併せて・・・」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 5 頁 31・32 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「河川水は、自然環境との調和に配慮しつつ、今後とも水資源として・・・」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 5 頁 33 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「水路は、自然環境との調和に配慮しつつ、農業振興や集落環境の整備等・・・」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 6 頁 5 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「ともに、イリオモテヤマネコを代表とする野生動物の交通事故防止機能を備えるなど自然環境に配慮した道路（エコロード）の整備を推進する。」

【意見の理由】

本町におけるエコロードの主要な意義について明確にするもの。

- ・ 6 頁 7 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「て、県道、町道との連携を考慮に入れつつ、自然環境に配慮した農道整備を進める」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

・ 6 頁 18 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「が予測されることから、自然環境との調和に配慮しつつ、その立地誘導を計画的に進める。」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

・ 6 頁 25・26 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「生活保全航路拡充による航路ネットワークの再編も考慮に入れ、自然環境との調和に配慮しつつ、施設の充実を図る。」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

・ 10 頁 36 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「割を超え、大半が森林で、イリオモテヤマネコを代表とする貴重な動植物の生息空間ともなっており、・・・」

【意見の理由】

1 頁 9 行目以下の趣旨を活かし、本町の「大自然」の特徴をわかりやすく表現するもの。

・ 11 頁 4 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「用地の拡充が図られるとともに、豊かな自然を資源として利用する観光リゾートの進展により・・・」

【意見の理由】

素案の「・・・を活かした」との表現は肯定的なニュアンスが強いため、既存の観光リ

ゾートが、将来目指さんとする「観光リゾート」のあり方を既に先取りしている等の公的評価を受けているとの誤解を招くおそれがある。

現実には、既存の観光リゾートのあり方については、自然環境保全の観点から様々な問題点が指摘されてきた。2頁31行目以下で目指すとされている「観光リゾート」のあり方は、そのような経緯も付度して、より自然環境保全に配慮した観光産業構造、観光施設整備、観光客動態の調整等を目指す趣旨である。素案18頁1行目の記述もそのような問題意識に立っていると理解できる。

そこで、素案の表現を誤解の余地が小さい表現に修正した。

・11頁10行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「農用地については、イリオモテヤマネコに代表される貴重動植物の生息を確保するなど自然環境との調和に配慮しつつ、農業基盤整備等の推進により優良農地の確保を図る」

【意見の理由】

西表島においては農用地の面積は変更なしとされていることから（45頁）、西表島における「優良農地の確保」は、農業基盤整備等の推進による既存農用地の優良化を意味すると考えられる。

本計画期間内の平成23年度には干立祖納地区（皆干、干立タカラ、仲良マラントウ、東祖納など）、およびヨナラ原地区で土地改良事業計画が検討されており、またいくつかの区域では耕作放棄地再生利用の事業化が検討されている。これらの農業基盤整備等は、イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会（2009）*で提言したとおり、イリオモテヤマネコ等の貴重動植物の生息環境に影響を与えるおそれがある。そこで、本計画においては、そのような懸念に対して措置する趣旨であることを明示するべきである。

*第1次イリオモテヤマネコ生息地保全調査（第2次中間報告）

2009（平成21）年11月11日

イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会

・11頁12～14行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「から、保全を基本とし、地域環境を十分配慮した上で、町民生活の基盤にかかわる道路、宅地の整備に限り、必要に応じて他の用途への転換を図ることとする。原野についても主として道路、宅地の整備に限り、必要に応じて他の用途への転換を図ることとする。・・・」

【意見の理由】

森林については、その具体的な用途転換について述べた 11 頁 22 行目以下の記述内容と整合させるものである。同箇所によれば、「生産活動やリゾート・レクリエーション活動等の利用」をまったく想定されていない。

原野については、記述がないので、11 頁 24 行目以下と整合する内容の記述を追加した。

・ 11 頁 17 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「自然環境に十分配慮され、かつ周辺町民の生活及び集落環境の改善をもたらす観光リゾート産業の立地や、人口増、世帯増に伴う住宅需要や・・・」

【意見の理由】

18 頁 1 行目との整合性を図り、また観光リゾート産業の社会経済効果を周辺町民や集落との関係でとらえることを明確にするもの。

なお、素案添付の平成 30 年将来図においては、住吉地区の宇那利崎付近がレクリエーション施設として利用されることが予定されている。その実現に当たっては、自然環境に十分配慮すべきことはもちろん、周辺町民の生活及び集落環境の改善効果が具体的に見込まれることが前提とされるべきである。この点、かつて住吉公民館から町に対して公園として整備するよう要請が出されていたこともあり（2005 年 9 月 22 日、2006 年 8 月 25 日、同年 12 月 19 日八重山毎日新聞）、企業誘致型の観光リゾート施設整備については慎重な検討が必要である。

・ 11 頁 20 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「島東部地域での商業・業務施設やスポーツ・文化施設等の立地を、自然環境との調和に配慮して進める。」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

・ 17 頁 11 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「機能の維持を基本とし、周辺の土地利用との調整を図りつつ行うものとする。」

【意見の理由】

5 頁 16 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 17 頁 12 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「3）大規模な土地利用転換については、広い範囲にわたって自然環境及び住民生活に大きな影響を及ぼすと・・・」

【意見の理由】

文意を明確にするもの。

- ・ 17 頁 19 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「1）農用地については、基幹産業である農地の基盤として、自然環境との調和に配慮しつつ、積極的に整備を進め優良農地の確保・・・」

【意見の理由】

5 頁 8 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 17 頁 24 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「方で、限られた土地の有効利用を進めるため、自然環境保全上の重要性が高くない地域については、他の土地利用の有効利用との調和を踏まえつつ、・・・」

【意見の理由】

5 頁 21 行目、11 頁 13～14 行目の趣旨と整合させるもの。

- ・ 17 頁 29 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「5）道路については、自然環境との調和に配慮して整備する。道路のうち、一般道路については、・・・」

【意見の理由】

6 頁 5 行目の趣旨と整合させるもの。

- ・ 17 頁 32 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「6）宅地については、自然環境及び歴史的・文化的環境等の集落環境に十分配慮して整備

する。宅地のうち住宅地については・・・」

【意見の理由】

6 頁 12 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 18 頁 1・2 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「教育・福祉の充実等を図るために、自然環境との調和に配慮して積極的に事業化を図る。レクリエーション施設については、特に自然環境に十分配慮した観光リゾートの振興を図る。」

【意見の理由】

2 頁 34 行目以下の趣旨と整合させるもの。

- ・ 18 頁 9 行目

【意見の趣旨】

次のとおり修文（下線部が修文箇所）。

「他地域、NPO など多様な主体が様々な方法により町土の適切な管理に参画していく・・・」

【意見の理由】

計画の効果的実施のため、民間の非営利組織の知見等を活用すべきである。

以上